

令和4年2月7日
教育委員会

県立学校における対策

県立学校において、教育活動を止めずに取り得る最大限の対策として、令和4年2月7日～2月28日までの間、次のとおり取組を強化することとし、令和4年2月4日付け通知。

1 学校生活における密の回避

(1) 各校の実情を踏まえ、学校生活において可能な限り密を避ける対応を徹底する。

<取組例>

- ・ 空き教室、実習室等を利用して、1クラスを2つに分けるなどして授業を行う。
- ・ 昼食をとらずに下校できるよう、午前授業や短縮授業を行う。
- ・ 短縮授業を組み合わせ、時差登校や分散登校を行う。
- ・ トイレ等での密集を回避できるよう、クラスによって休み時間をずらす。
- ・ スクールバス等での車内の換気の徹底 等

(2) 各教科等については、「感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」を控える。

(3) 学校行事等は原則中止・延期する。

2 部活動・対外試合等の原則禁止

- (1) 活動 週3日以内 ⇒ 原則禁止
- (2) 大会の開催 関係団体へ中止・延期の要請 ⇒ 変更なし
- (3) 公式試合 慎重な判断の上、参加可能 ⇒ 原則禁止
- (4) 公式試合以外 他校との試合（練習試合を含む。）は禁止 ⇒ 変更なし
- (5) 宿泊 原則禁止 ⇒ 変更なし
- (6) 合宿 禁止 ⇒ 変更なし

※ ただし、全国・東北大会やそれら上位大会につながる県大会への参加及び大会前の活動は、一部制限しながら実施可能とする。

3 各市町村教育委員会教育長及び総務部を通して私立学校に対し、県に準じた対策を講じるよう協力依頼